

アジェンダ 2 1 第 1 9 章 (有害化学物質の環境上適切な管理) の課題等に関する実施状況

平成 1 5 年 1 0 月

プログラム領域	アジェンダ 21 第 19 章 課題	IFCS/ 「 2000 年以降の優先行動計画 」	実施状況
<p>A . 化学物質による リスクの国際的評価の 拡充と促進</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的なリスクアセスメントの強化。数百の優先すべき化学物質等は現行の評価基準を用いて 2000 年までに評価。 ・ 健康又は環境の観点からの曝露限界と社会・経済因子の観点からの曝露限界の峻別、有害化学物質別の曝露ガイドライン作成。 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国連組織内の化学物質のリスクアセスメントに関するプログラムを強化・拡張。 ・ 政府、産業界、学会、NGO の間で共同研究の増大のための組織を設置 ・ 促進。特に有害化学物質の作用メカニズムの理解を深めるための研究活動を促進、調整。 ・ 各国が国内の化学アセスメントプログラムに使用するための、各国の化学物質に関するアセスメント報告を国際的に交換する方法の開発を促進。 ・ 各国政府は化学物質の有害性評価を優先して実施。国際化学物質安全性計画 (IPCS)、EC 等のプログラムを基にデータ収集。 ・ 企業は必要なデータを提供。データは秘密保持を考慮し、国内当局、国際機関、一般大衆にも利用される。 	<p>A1. 2004 年までに、専門用語及び発がん性、生殖毒性及び発生毒性等に係るリスク評価方法の共通原則を IPCS 及び組織間化学物質管理プログラム (IOMC) 等が勧告。</p> <p>A2. 国内、地域、国際的な既存の評価プログラムに加えて、産業界のイニシアティブを通じて 2004 年までに、1,000 物質のハザード評価を実施。成果を遅滞なく公共利用に供する。</p>	<p>【 国際的な取組 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD の高生産量化学物質 (HPV) 点検プログラムにおいて、これまでに 294 物質の評価が終了。化学工業界による国際化学工業協会協議会 (ICCA) イニシアティブにおいては、2004 年までに 1,000 物質のデータ取得・初期評価を予定しているところ、122 物質について初期評価を終了している。 <p>【 国内の取組 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省において OECD の HPV 点検プログラムに参加 (日本は、2000 年までに 148 物質担当、その後、追加で 2004 年までに 70 物質担当。)。また、産業界も ICCA の取組に貢献 (40 物質のとりまとめ (内 24 物質について初期評価を終了)。合計約 280 物質の協力)。

A3. IFCS フォーラム常任委員会(FSC)は、第4回フォーラム(2003年)での議論に向け、以下の新たな提案を準備。

- データ整備と評価における産業界の役割
- 有害性又はリスクに関する試験結果等に一般市民が容易にアクセスできるようにするための産業界及び政府の役割
- 動物試験の削減と代替法への移行
- 一般市民や規制当局が可能な限り速やかに関連するデータを使えるようにするための方策

【国際的な取組】

・ FSCでは専門のワーキング・グループ(WGA3)を設置し、以下について提案を用意した。

- ハザードデータの生成及び容易な利用のための化学物質の優先付け方法
- ハザードデータの生成
- ハザードデータ生成における動物の使用を最小化する取組
- ハザードデータ/情報の容易な利用
- 産業界及び政府の役割

【国内の取組】

・ OECDの動向を踏まえ、毒物及び劇物取締法において、OECD試験法がイトライン(TG)401に替えてTG420等を推奨(2002年12月)。

フォーラム領域	アジェンダ 21第19章課題	IFCS/「2000年以降の優先行動計画」	実施状況
<p>B. 化学物質の分類と表示の調和</p> <p>(目標)</p> <p>・全世界的に調和された有害性の分類及びラベリングシステムは、化学物質安全データ等を含めて、可能であれば2000年までに開発。</p>	<p>(行動)</p> <p>・各国政府はそれぞれ適切なレベルにおいて、関連する国連機関及び企業の協力を得て、調和された分類と互換性のあるラベリングシステムを段階的に確立し、実施するためのプロジェクトを実施。種々の通則のレベルとの互換性を持たせるべき。</p> <p>・国際機関は、各国の当局と協力し、世界的調和のための原理、分類システム用語、記号の標準案、ラベリングシステムの作成等の作業チームを設立。</p>	<p>B1.</p> <p>・第4回フォーラムまでに、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)がIOMC分類調和コディネートグループで合意され、国連経済社会理事会(ECOSOC)で完全に受諾。</p> <p>・第4回フォーラムまでに、GHSを実施するために必要なガイドライン等を作成する。</p> <p>・2008年までにGHSを完全に実施していくという見通しを持って、すべての国は可能な限りこれを早期に実施することを奨励される。</p> <p>・全ての国は、その力量や能力に応じて、既存の分類・表示システムの予定されている改正又は化学物質に関する法規制の強化及び施行において、GHSを考慮すべき。</p>	<p>【国際的な取組】</p> <p>・ECOSOCの下に設置された専門小委員会で2002年末に内容が決定され、2003年7月に国連勧告として採択された。</p> <p>【国内の取組】</p> <p>・GHSの実施の検討のための関係省庁連絡会議を設置(2001年8月)し、国連の専門小委員会への対応、GHS文書の翻訳を進める等、早期実施に向けた具体的な対応を検討中。</p>

プログラム領域	アジェンダ 21第19章課題	IFCS/「2000年以降の優先行動計画」	実施状況
<p>C . 有害化学物質及び化学物質によるリスクに関する情報交換</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質安全に係る情報交換の強化。 ・2000年までにロンドンガイドライン及びFAO国際行動規範の条約化及び実施。 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質に関する情報交換を担当する国立研究所の強化。 ・有害化学物質を担当する国際機関及びネットワークの強化。 ・技術協力の確立と他国へ情報提供。 ・可能な限り早くPIC手続(事前のかつ情報に基づく同意の手続)を実施。 ・データベース及び情報システムの充実。 ・代替品のリスク評価するためのデータ提供。 	<p>C1. 2005年までに各地域で5カ国以上で、また2010年までにほとんどの国で有害化学物質情報の交換システムを実施。</p> <hr/> <p>C2. ロッテルダム条約をできる限り早く発効させることを目標として、全ての国はこれを批准又は加盟することを奨励される。</p> <hr/> <p>C2. 2004年までに、ほとんどの国において有害物質の流通の際には、安全データシート(SDS)による適切な安全情報を添付。GHSにお</p>	<p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の安全性に関する地球規模ネットワーク(GINC)について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に整備、運営。国際機関、アジア太平洋地域等の国々、NGOの化学物質の安全性に関する情報を掲載。 ・政府系機関、公益法人等が管理するデータベースにより、化学物質のハザード情報等が提供されている。 <hr/> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の仕組とPIC手続を定めたロッテルダム条約は、1998年に採択され、これまでに49カ国及びECが締結(2003年9月24日現在)。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁による実施体制の下、輸出貿易管理令により、改正ロンドンガイドラインを1992年から実施。1999年にはロッテルダム条約に署名し、2003年5月には締結について国会承認された。 <hr/> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHSの中で、SDSについても検討。

けるSDSも考慮。

【国内の取組】

- ・ 1999年4月から、労働安全衛生法に基づき、労働者に健康障害を生ずるおそれのある638物質について、MSDSの交付義務づけ。
- ・ MSDSに関するJIS(日本工業規格)を制定(2000年)。
- ・ 2001年1月から、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物(98種)又は劇物(352種)について、また、化学物質排出把握管理促進法に基づき、435物質について、MSDSの交付義務づけ。

プログラム領域	アジェンダ 21第19章課題	IFCS/「2000年以降の優先行動計画」	実施状況
<p>D. リスク削減計画の策定</p> <p>(目標)</p> <p>・ 広範囲なリスク削減のオプションを含めた幅広いアプローチを採用し、広範囲なライフサイクル分析から導かれた予防手段を取り入れることによって、許容できないあるいは不当なリスクを除去し、経済的に実行可能な程度まで、有害化学物質によって引き起こされるリスクを減少。</p>	<p>(行動)</p> <p>・ 予防性、予見性、ライフサイクルを考慮したアプローチ。製造者責任の原則を基本にした政策の採用の検討。</p> <p>・ よりクリーンな物質及び技術の使用促進、放出登録、使用制限、管理不能なリスクを有する有害物質及び有害性、残留性、生物濃縮性のため使用が適切に管理できない有害物質の漸減又は禁止等、有害物質のリスク削減活動。</p> <p>・ 有害化学物質を認定し、より有害性の低い物質への代替、管理不能なリスクを有する有害物質を最終的漸減することにより曝露を最小にする規制及び方法、政策の採用。</p> <p>・ 食品中の化学物質の有害な影響を最小にするためのFAO(国連食糧農業機関)/WHO合同食品規格計画の範囲での標準設定及び実行に関する国家的な認識強化。</p> <p>・ 事故に関する報告義務等を通して、事故防止、事前対策のための政策改善及び規制体制を採用。</p> <p>・ 地域対応センターに関するOECD/UNEP国際指針及びAPEL(地元レベルにおける緊急事態に対する認識および準</p>	<p>D1. 2004年までに、ほとんどの国において統合的な有害生物管理の戦略を策定し、伝染病媒介動物に係る管理戦略を構築。</p> <p>-----</p> <p>D2. 2004年までに有害化学物質の適切な廃棄処理の行動計画の策定及び実施。</p> <p>-----</p> <p>D3. 残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の2000年までの合意。</p> <p>- 2001年5月開催の外交会議での採択。</p> <p>- 2004年までの条約早期発効を目指して批准。</p>	<p>【国際的な取組】</p> <p>・ DDTの製造等の制限を規定したPOPs条約を2001年5月に採択。</p> <p>-----</p> <p>【国際的な取組】</p> <p>・ 2002年12月のハルセル条約第6回締約国会議において、戦略計画(2000年～2010年)の採択、遵守メカニズム(条約上の義務の実施及び遵守を促進する制度)の設立等について合意。</p> <p>-----</p> <p>【国内の取組】</p> <p>・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を2001年6月に制定し、PCB廃棄物の処理を促進。</p> <p>・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律によりハルセル条約を適正に実施。</p> <p>-----</p> <p>【国際的な取組】</p> <p>・ POPs条約を2001年5月に採択。これまで40カ国が批准(2003年10月8日現在)。</p> <p>-----</p> <p>【国内の取組】</p> <p>・ 2002年8月、POPs条約に加入。国内実施計画の策定等条約発効後必要となる</p>

<p>備)プログラムを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中毒の適切な診断及び治療を確実にするための国立有害物質管理センターの設立及び強化促進。 ・総合的病害虫管理等により農薬使用への過剰依存を減少。 ・有害物質を取り扱っている者に、緊急対応方法の開発、現場及び周辺の緊急対応計画の準備を改善するよう要求。 ・古い化学物質の貯蔵によるリスク確認及び最小化、または適切な処理。 <p>(以下企業への奨励)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の内在的リスクに関する情報、環境保全的廃棄に関する情報の入手を可能にするための責任を認識。化学物質の取引の管理に関する国際的合意を進展させる。 ・レスポンスフルケア・アプローチの運用の進展。 ・化学物質の事故、潜在的放出の防止方法等を含め、地域の知る権利のプログラムを自発的に採用。 	<p>D4. 2002年までに70カ国以上で、大規模な産業事故防止を目指し、国際的な原則に沿った非常事態対応システムの実施。</p> <p>D5.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSCに、急性毒性を有する駆除剤問題に取り組む、段階的削減のオプションを含むリスク管理 ・削減のガイダンスを提供し、第4回フォーラムに報告することを要請。 ・各国は、ロッテルダム条約に関する既存のシステムに基づいて、発展途上国等における、その使用の条件の下での極めて有害な駆除剤に関し、条約事務局に通報。 <p>D6. FAOの駆除剤の流通・使用の国際規約の改訂版の採択に続き、IFCSは各国政府がその遵守に積極的な役割を果たすよう奨励支持すべき。また、国際規約実施の進捗状況の監視においてもIFCSは、FAOその他の関係機関と共同して行っていくべき。</p>	<p>諸対策を進めるため、2003年1月に関係省庁連絡会議を設置。</p> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECDでは、非OECD 諸国も対象とした主要事故報告システム (MARS)を2000年春から開設。化学事故のリスクアセスメントのためのカーラット (CARAT) も開始。 <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSCでは専門のワーキング・グループ (WGD5) を設置し、フォーラムIVが、各国政府に対し推進する事項等の提案を準備した。 ・C2. の項参照。 <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAOの国際規約について、ロッテルダム条約との関係を整理する改訂を行った。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締法では、農薬の製造・輸入に関し、登録制としており、無登録の農薬の使用を禁止しているとともに、登録農薬についても使用の規制等を行
--	---	---

		<p>D7. 2002年までに毒性に関する情報やアドバイザーを提供する中毒管理センター（分析、治療施設を含む）を30カ国以上の国において新たに設置。既に設置されている国々においては、70以上の国で更にその機能を強化する。ハザードデータの収集（中毒のタイプ、化学物質の特定、構造等）のために国内制度を更に進展させる。</p> <p>D8. 2004年までにそれぞれの地域で新たに2カ国以上においてPRTR(汚染物質排出移動登録)を整備し、一方、それらを持たない国では、関心を持つ団体を含め、状況や必要性を考慮にいれ、国家レベルでのPRTRの設計開始を検討する。</p>	<p>っている。</p> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1992年までに22カ国で新たに同センターを設置(うち19カ国が先進国)。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本中毒情報センター(1986年設立)が電話サービス(大阪中毒110番及びつくば中毒110番)を実施(2002年には、36,578件受信)。 <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年5月、OECDのPRTRに関する理事会勧告が改正され、PRTRの中核要素(core element)が追加された(化学物質等のリスト、多媒体を統合した報告、排出源毎の報告、定期的な報告、データの公開等)。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1999年に制定された化学物質排出把握管理促進法に基づき、2001年度からPRTR制度を実施しており、2003年3月には、第一回目のデータの公表が行われた。
--	--	---	---

プログラム領域	アジェンダ 21第19章課題	IFCS/「2000年以降の優先行動計画」	実施状況
<p>E . 化学物質管理に関する国レベルでの対処能力の強化</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2000年までに、実施を施行のための立法と規定を含めて、化学物質の環境上適正な管理のための国家組織を可能な限りすべての国で設置。 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の安全性問題に係る多目的な訓練アプローチを援助・促進。 ・化学物質の安全活動に関与している全ての関係者に連絡を行うため、国立の協力機構の設立・強化の必要性を検討。 ・化学物質管理のための制度的メカニズムの開発。 ・有害物質管理センターを含めて、緊急対応センターのネットワークを開発する。 ・事故防止、事前対策負う対応に関するUNEPのAPEL等々のプログラムを考慮に入れて、事故への事前対策及び対応の国家的及び地域的能力の開発。 ・企業の協力を得て、事故による影響を減じるために、企業及びプラントにおいて必要な手段・設備を特定し、緊急対応手段を開発。 	<p>E1.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国は、化学物質の安全管理のため、統合的で調和のとれた方策を体系的に発展させていく努力を強化。そのため、ナショナル・プログラム(NP)を作成し、定期的に更新し、キャパシティ・ビルディング上の優先事項を特定し、国家行動計画を発展。NPを作成した国は、国連訓練・調査研修所(UNITAR)/欧州化学品局(ECB)のホームページ(HP)などを通じてそれを広く周知。 2002年までに、ほとんどの国において多方面の関係者が関与した形で、NPを作成する。 ・2002年までに、全ての国が、適切なIFCSナショナル・フォーカスポイント(窓口)を指定し、分野横断的な調整努力を確立する。 <hr/> <p>E2.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク削減活動は、主に国単位の責任であるが、小地域、地域及び国際的な問題については、地域及び国際的なリスク削減プログラムが保証される。 	<p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNITARのHPによれば、47カ国においてNPが作成されている(2003年3月25日現在)。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPを作成。 <p>【国内の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFCSナショナル・フォーカスポイント(厚生労働省化学物質安全対策室)は、各省庁連絡会議を通じ、関係省間の協力・調整を行っている。 <hr/> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD化学品・リスク管理プログラムでは、鉛、カドミウム、水銀、塩化メチル、臭素系難燃剤の5物質を対象に国際リスク削減プログラムを推進。対象物質のステータスレポート作成後は、産業界の自主的なリスク管理にシフトし、適宜、合同会合で報告。

・2005年までに、ほとんどの国や地域において目的、優先事項、戦略からなる政策及び化学物質管理の改善の目標を持った行動計画が作成されるべき。

E3.

・OECD諸国やその他のIFCS 参加機関、NPO等はすべての国がフォーラムの行動計画を実行できるよう、十分な資金援助と技術支援を開始すべき。
・FSCは援助の実績を調べて第4回フォーラムに報告。

【国内の取組】

・事業者による自主管理活動において、鉛及び鉛化合物、カドミウム及びカドミウム化合物、臭素系難燃剤、ニルフェノール等のリスク管理の取組が進められている。

【国内の取組】

・2000年12月に改定した環境基本計画において化学物質対策に係る目標や重点的取組事項を盛り込んだ戦略的プログラムについても記述。内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応し、2005年程度を目途に見直しを行う予定。

【国際的な取組】

・FSCでは、専門のワーキング・グループ (WGE3) を設置し、PIC、POPs、PRTR、使用されない農薬等に関して、途上国への財政・技術支援の活発化を議論。

【国内の取組】

・アジア諸国等に対して有機化学物質の評価分析技術に係る専門家の派遣など技術協力を実施。地球環境基金(GEF)に対しても資金を拠出。

		<p>E4. IFCSの枠組みの中で、化学物質管理のキャパシティビルディングについての情報交換ネットワークを発展させることを支援。各国、国際機関、産業界、労働組合、市民団体、学会に対し、2003年までこの取り組みに積極的に参加することを要請。</p>	<p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年7月、IFCSのステアリング・グループ(国立医薬品食品衛生研究所からメンバーとして参加)の尽力により、INFOCAP (Information Exchange Network on Capacity Building for the Sound Management of Chemicals) HPが開設された。
--	--	---	--

フォーラム領域	アジェンダ 21第19章課題	IFCS/「2000年以降の優先行動計画」	実施状況
<p>F. 有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の領域内へ有害物質や危険物質を国内法及び関連する国際的な法文書に違反して持ち込む違法な企てを察知し、中止させるために国の能力を強化すること。 ・全ての国、特に発展途上国が有害物質と危険物質の不法取引に関するすべての適切な情報を得ることを支援すること。 	<p>(行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質と危険物質の違法な輸出入を防止するための法律を、必要に応じて採用し、これを施行すること。 ・そのような法律への適合性を監視し、適切な罰則を通じて違反を探知し防止する適切な実行プログラムを開発すること。 	<p>F1. IOMC の各機関に対し、不法国際取引に関するWG設置を要請。WGは有害かつ危険な化学物質の国際取引の現状把握、発見・防止の手段の見直しを行い、インターポール、化学兵器禁止機関(OPCW)、世界関税機構(WCO)等との連携協力に関する提言をまとめる。この評価と提言は第4回フォーラムにて検討され、中間報告をFSCにする。具体的分野は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各国の法制度 - 不法輸入の発見能力 - 途上国へ技術支援に係るメカニズム - 違法流通の程度・影響の評価 - 全関係機関の調整、協力 - 化学物質管理に関する条約及び国内法規を化学物質の越境移動に対して、いかににより効果的に適用するか <hr/> <p>F2. 各国政府は有害かつ危険な化学物質の不法国際取引の防止・発見・規制についての国家戦略を策定すること(情報システムの改善により法規制の強化、税関等当局による不法輸出規制・防止能力の構築)。特に、ワシントン条約第13条1に沿って、各国は、ワシントン条約やPOPs条約対象の有害化学物質について、固有のHSコードをつけることを目的とし</p>	<p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFCSでは、UNEPが主体となって検討された結果が、第4回フォーラムに報告され、提言としてまとめられる予定。 <hr/> <p>【国際的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約においては、途上国の税関職員的能力開発が指摘され、今後、条約事務局としても、技術・資金協力を実施していく予定。 ・ワシントン条約政府間交渉会合において、HSコードの活用による、水際措置の強化が提案された。現在、WCO HS委員

たWCOのイニシアティブを支持すべき。

会においてロテルダム条約の対象物質に対するHSコードの割当に関する検討が進められており、2007年の改正までに結論が出される見込み。

【国内の取組】

・C2. の項参照。